

入院費用と就業制限について

入院費用について

新型コロナウイルス感染症にかかり、感染症法(以下、同法)に基づく入院勧告(同法第19条及び20条)が適用された場合、その勧告による当該感染症にかかる入院費用は公費で一部又は全額が負担されます。(同法第37条)

(1) 申請について(書類は搬送時に持参いただくか、和歌山市保健所に郵送をお願いします。)

以下の書類等を添えて保健所へ申請してください。

- ① [感染症患者医療費公費負担申請書](#)
- ② [同意書](#)

(患者本人及び世帯員にかかる所得、課税情報の閲覧等に関する同意(同法第37条のみ))

※和歌山市以外に住民票がある方は[次ページ](#)をご確認ください

(2) 公費負担される期間について

原則として、入院勧告・措置により入院したときから感染症法第22条に基づき退院したときまでの期間

(3) 公費負担額について

対象となる医療費の自己負担分は公費負担となります。(※一部対象外になる場合あり)

※市町村民税の所得割額(世帯員全員の合計)が56万4千円を超える場合、対象となる医療費の自己負担額のうち、月額2万円を限度として一部自己負担があります。

(4) 公費負担の対象について

公費負担になるもの → 入院治療に要する費用、入院に伴う食事代

公費対象とならないもの → テレビ利用料、パジャマ、リネン代・アメニティ代・差額ベッド代等

新型コロナウイルス感染症以外の治療に関する医療費は、公費負担の対象にはなりません。

就業制限について

新型コロナウイルス感染症にかかると、同法第18条に基づき、飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他の多数の者に接触する業務について就業が制限されます。

【お問い合わせ】 〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2-15 和歌山市保健所
総務企画課 健康危機管理班 TEL 073-488-5110



【和歌山市以外に住民票がある方へ】

【和歌山市以外で市町村民税が課税(非課税も含む)されている方へ】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律第37条の申請について

和歌山市以外に住民票がある方は[前ページ](#) (1) に加え、下記の書類が必要ですので、保健所まで提出してください。

必要書類

1. 住民票  世帯全員がのっているもの1通
→市役所もしくは町村役場で発行
2. 市町村民税課税年額（所得割）の証明書（非課税の方も必要です）
 世帯全員分が必要です。
→市役所もしくは町村役場で発行

市町村民税課税年額（所得割）の証明について

- ① 入院期間が4月1日から6月30日まで→前年度課税年額証明
- ② 入院期間が7月1日から3月31日まで→今年度課税年額証明

※入院期間が①②にまたがる場合は両方の書類の提出が必要となります。
その際はお知らせしますのでご提出ください。

※義務教育を受けられている方（16歳未満の学生等）の課税年額（所得割）
の証明は不要です。

〒640-8137
和歌山県和歌山市吹上5丁目2-15
和歌山市保健所 総務企画課
健康危機管理班
TEL：073-488-5110

入院するときに持っていくもの

(医療機関により異なりますが、一般的なものをご紹介します。)

ホテルではありませんので、アメニティ類が一切ありません。また、感染症病床のため、病室から出られないし、面会もできません。入院期間が長いため、十分に荷物を用意してください。

※宅配便で病院あてに荷物を送らないでください。

※ペットや昆虫類など、飼育している生き物は持ち込めません。

※マニキュア、ネイル、つけ爪などは落としてください。(酸素測定ができません。)

■健康保険証、印鑑

■現金

■かかりつけ医から処方されている薬、おくすり手帳

■衣類(下着、寝衣、靴下、バスタオル・タオル類、必要な方は生理用品、オムツやパッド類)

※7~10日分を用意、洗濯はできません。

■室内履き(スリッパなど。転倒のおそれがある方は、履きやすい靴)

■洗面用具(石鹸またはボディソープ、シャンプー、リンス、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯ケース、義歯洗浄剤、電気カミソリ等)

■箱ティッシュやウェットティッシュ

■ドライヤーや爪切り

■不織布マスク(10日分くらい)

■ビニール袋(ゴミ捨て用などに使います)

■割りばし、紙コップ、スプーンなど(使い捨てできるものが望ましい)

■飲料・嗜好品(ペットボトルのお茶、お水、患者様が飲みたい・食べたいもの)

※病院によっては持ち込めない場合があります。

※自動販売機、売店での購入ができない病院もあります。

※酒類、タバコ(電子タバコ含む)は持ち込めません。

■電話やスマホの充電器

【入院中にあると便利なもの】

■保温・保冷できる水筒(ボトル)

■時計、ノートパソコン、ポータブルDVD、本、ラジオ、イヤホンなど

R3.9.3改訂